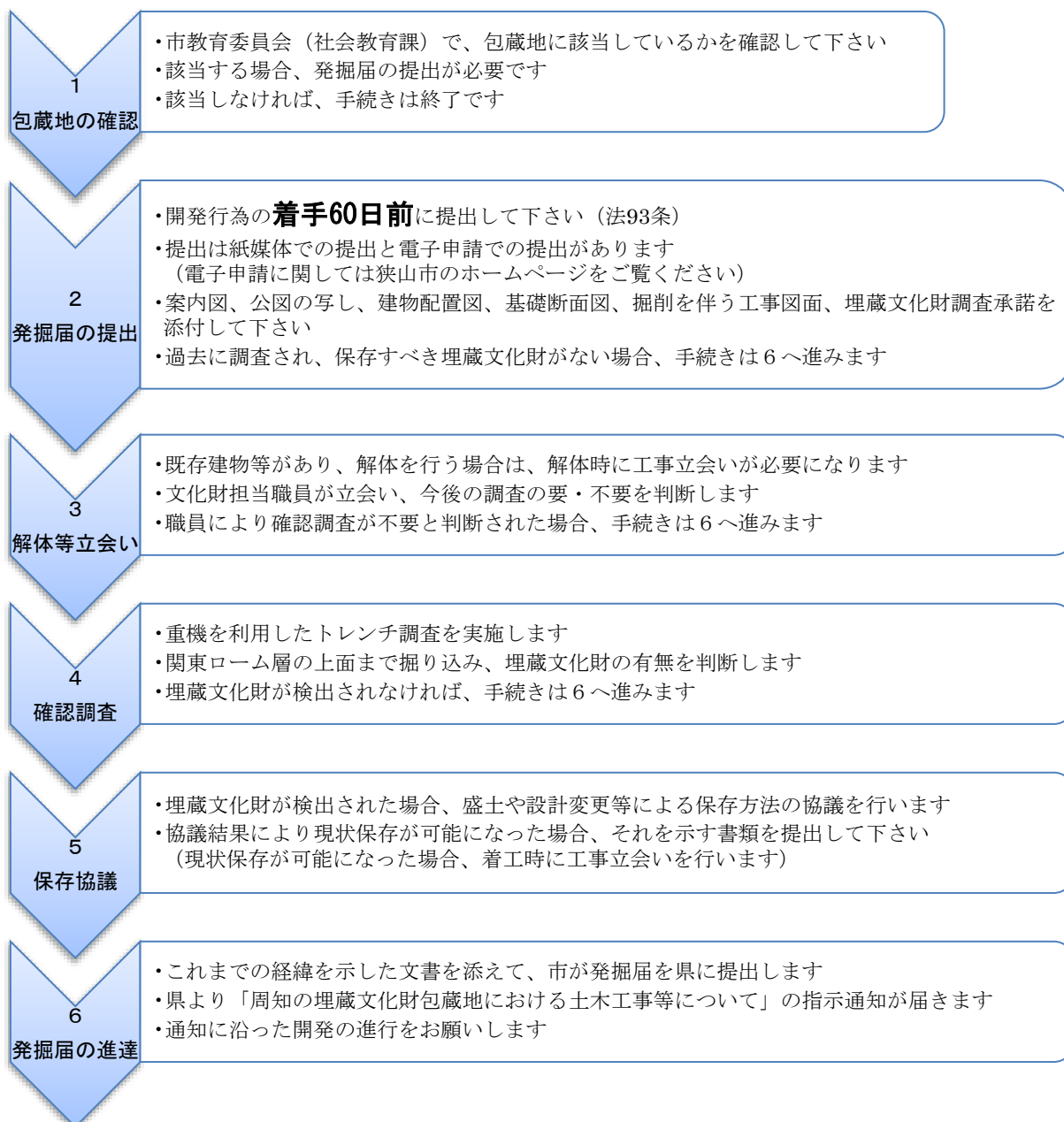


埋蔵文化財包蔵地内での開発行為の取り扱いについて

※法的な調査の必要性や調査方法、発掘調査になった場合についてなどの詳細を掲載した「埋蔵文化財調査の手引き」が狭山市のホームページからダウンロードできますので、必ず御一読ください。

埋蔵文化財包蔵地内（遺跡や遺物が埋蔵されている土地）で、建物等構築物の建設、土木工事、その他の現状変更行為（開発行為）を実施しようとする場合は、下記の手続きや発掘調査が必要になることがあります。

（１）周知の埋蔵文化財包蔵地内で土木工事等を行う場合の手続きの流れ



埼玉県からの指示通知において「発掘調査が必要」とされた場合は、狭山市教育委員会 社会教育課 文化財担当にご相談下さい。

（２）発掘調査を実施する場合の例

工事によって埋蔵文化財が掘削される、あるいは影響が及ぶのが明確な場合には、発掘調査が必要となります。ただし、下記のように一定の条件を満たせば発掘調査を行わず、保存が可能と判断されます（埼玉県埋蔵文化財発掘調査等取り扱い基準）。

【建物・構築物の建設】

①建物部分

建物・構築物の基礎下端の掘削面から遺構確認面までの間に 30 cm以上の保護層（土、もしくは樹脂等による緩衝層）が確保できれば、埋蔵文化財が保存されると判断され、発掘調査は不要となります。また、確保できない場合も、設計変更（建物の位置や基礎の掘削深度変更）や盛土などで 30 cm以上の保護層が確保できるような措置が採られるならば、発掘調査は不要となります。ただし、工事立会いが必要となります。

②庭・駐車場部分等

塀の設置、植樹、浄化槽、上下水道管やガス管の埋設等、掘削を伴う工事を行う場合は、掘削深度下端から遺構までの間に 30 cm以上の保護層が確保されれば、発掘調査は不要となります。また、掘削幅が狭く、発掘調査実施が不可能な場合や、設計変更等により埋設場所を埋蔵文化財が無い場所に変更になった場合は、工事立会いの対応となります。

【盛土・埋め立て】

恒久的な盛土で 3 mを超える場合は、発掘調査が必要となります。また、一時的な盛土であっても、埋蔵文化財に影響を与える恐れがある場合は、発掘調査が必要となります。

【道路の建設】

市道の新設や拡幅、分譲地内の道路建設については、上下水道管、ガス管等の埋設を行う可能性があるため、原則的には発掘調査が必要となります。一時的な工事用道路（砂利敷き・簡易舗装等）、植樹帯に関しては、工事に伴う掘削下端から埋蔵文化財までの間に 30 cm以上の保護層が確保できれば発掘調査は不要です。

【駐車場・資材置き場等】

切土によって埋蔵文化財が掘削される場合や 3 m以上の盛土がなされる場合は発掘調査が必要となります。また、30 cm以上の保護層が確保できない場合も同様です。

※以上、いくつかの具体例を示しましたが、開発予定地内の状況、周辺の地形や環境等によって取り扱いが異なる場合がありますので、計画段階で市教育委員会と協議を行ってください。

（３）設計変更の必要が生じた場合等

市教育委員会と協議終了後に設計変更した場合は、再度協議を行いますのでご連絡下さい。また、工事開始後に埋蔵文化財が発見された場合も速やかにご連絡ください。

（４）再開発時の協議

工事終了後に、開発対象地内で新たな建物の建設、掘削等を実施する場合は、改めて協議を行います。事前に市教育委員会まで連絡してください。

狭山市教育委員会 社会教育課 文化財担当 電話 04-2946-8594（社会教育課直通） ※社会教育課直通のため、文化財担当以外の担当が出ることがあります
